第一条の八の四第三号イ(1)中「株式」を「株式又は出資」に、「）若しくは出資」を「以下(1)において同じ。）」に、「利益」を「剰余金」に、「又は」を「及び」に、「第二号」を「第二号及び第五号」に改める。

（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令の一部改正）

第四条　金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令（平成十年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「日又は」の下に「金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第十五号）第一条の規定による改正前の」を、「平成十六年法律第百二十八号」の下に「。以下この条において「旧金融機能強化法」という。」を加え、「適用される同法」を「適用される旧金融機能強化法」に、「取得した同法」を「取得した旧金融機能強化法」に改め、同条第二号及び第三号中「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」及び「同法」を「旧金融機能強化法」に改める。

附　則

この政令は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月二十五日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和八年六月二十四日
内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八号

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項中「から第九号」を「から第十一号」に改め、同項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八　沖縄において、マンションの更新（マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第三号に規定するマンションの更新をいう。以下この号において同じ。）を行う者又はマンションの更新がされた後のマンションで当該マンションの更新がされた後に人の居住の用その他その本来の用途に供したことのないものを購入する者　当該マンションの更新又は当該マンションの購入に必要な資金（当該マンションの更新又は当該マンションの購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）

九　沖縄において要除却等認定マンション（マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の五十七に規定する要除却等認定マンションをいう。）の除却等（同法第百六十三条の五十六第一項に規定する除却等をいう。）を行う者　当該除却等に必要な資金

附　則

この政令は、令和八年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和八年六月二十四日
内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和九年五月二十日とする。

厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和八年六月二十四日
内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三条第一項、第九条の五、第十四条第六項（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第十四条の二の三第一項、第二十三条、第二十三条の二の十の三第一項（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）、第二十三条の二十五第六項（同法第二十三条の三十七第五項において準用する同法第十一条、同法第七十二条の八、